

災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年六月七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

#### 広島県規則第六十号

##### 災害救助法施行細則の一部を改正する規則

災害救助法施行細則（昭和二十三年広島県規則第九号）の一部を次のように改正する。

別表第一応急仮設住宅の項中「二、三八七、〇〇〇円」を「二、四〇一、〇〇〇円」に改め、同表被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与の項支出の限度の欄第一号中「一七、三〇〇円」を「一七、二〇〇円」に、「二八、六〇〇円」を「二八、五〇〇円」に、「三二、三〇〇円」を「三二、二〇〇円」に、「三七、〇〇〇円」を「三六、九〇〇円」に、「三二、八〇〇円」を「三二、七〇〇円」に、「五一、六〇〇円」を「五一、四〇〇円」に、「三九、三〇〇円」を「三九、二〇〇円」に、「六〇、四〇〇円」を「六〇、二〇〇円」に、「四九、八〇〇円」を「四九、七〇〇円」に、「七五、九〇〇円」を「七五、七〇〇円」に改め、同欄第二号中「たい積」を「堆積」に、「二六、九〇〇円」を「二六、八〇〇円」に、「二〇、〇〇〇円」を「一九、九〇〇円」に、「二七、五〇〇円」を「二七、四〇〇円」に、「二五、四〇〇円」を「二五、三〇〇円」に改め、同表災害によつて住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（以下「障害物」という。）の除去の項中「一三四、二〇〇円」を「一三三、九〇〇円」に改める。

別表第二日当の欄中「二〇、七〇〇円」を「二〇、六五〇円」に、「一八、二〇〇円」を「一七、五〇〇円」に、「一八、九〇〇円」を「一八、四〇〇円」に、「一六、五五〇円」を「一五、四五〇円」に、「一七、七〇〇円」を「一七、三〇〇円」に、「一五、五〇〇円」を「一五、一〇〇円」に、「一四、五〇〇円」を「一四、二〇〇円」に、「一五、二〇〇円」を「一四、八〇〇円」に改め、同表超過勤務手当の欄中「八」を「七・七五」に改める。

##### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。